

支援金の運用条件

砂防人材育成推進協議会

「キャンプ砂防」は、国土交通省の砂防関係機関における就業体験や中山間地域での生活体験を通じて、参加学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、砂防関係事業に対する理解を深め、土砂災害防止に関する意識を向上させることを目的としています。

「キャンプ砂防」という名称は、国連難民高等弁務官を勤められた緒方貞子氏が始められた「キャンプ・サダコ」（世界各国の若者が難民援助の現場を実際に体験する研修プログラム）にちなんで名付けられました。（決して屋外泊をしながら砂防を勉強することではありません。）

「砂防人材育成推進協議会」は、上記の学習の一助とすべくキャンプ砂防に参加する学生（以下、参加学生）の現地における活動費を支援します。ただし、定められた会計処理規約（別紙1）及び本運用条件を遵守し且つ所定のアンケート、研修日誌及び研修レポート等を提出することを条件とします。

「キャンプ砂防2024」の支援内容・運用方法について、下記の通り定めましたので参照ください。

(1) 支援金の運用

支援金はキャンプ砂防修了後に参加学生本人に支給します。参加学生は、キャンプ砂防中の必要経費は参加学生自らが支払いしてください。参加者同士での金銭の貸し借りなどトラブルの無いように心がけてください。万が一トラブルが発生しても自己責任において処理してください。

(2) 支援金の利用にあたっての注意事項

- 1) 受入事務所までの旅費交通費は支援金の対象外です。
- 2) 支援金は参加学生が実際に要した費用に関わらず定額支給です。過不足の調整は行いません。
- 3) 経費に関する領収証は必要としません。ただし、キャンプ砂防主催者の都合によってキャンプ砂防が中止になった場合に、キャンセル料への支援を希望とする方はキャンセル料に対する領収証が必要になります。詳細は、キャンプ砂防の中止の連絡を受けてから、砂防人材育成推進協議会の運営担当：NPO法人 土砂災害防止広報センター 荻野までお問合せください。

(3) 参加学生一人当たりの支給額

7,000円（税込）×（キャンプ砂防実施日数）の額（一律に支給します）

計算例：4泊5日の場合：7,000円×5＝35,000円

(4) 支援金の支払いと受領方法

- 1) キャンプ砂防修了時に受入事務所から参加学生に「修了証」を発行します。参加学生は、キャンプ砂防修了後は1週間以内に「支援金送金依頼書（様式1）」に必要事項を記入のうえ、「修了証」の写し、研修日誌及びレポートの写しを添えて運営担当にメールにより提出してください。
- 2) 参加学生からの「支援金送金依頼書（様式1）」、「修了証」の写し、研修日誌及びレポートの写しの提出を受けて、運営担当から参加学生宛てに事前にメール等で連絡のうえ、予め指定を受けた口座（銀行・郵便局）に参加学生分の必要金額を一括で送金します。
※現金書留での郵送はいたしません。
- 3) 参加学生は、支援金受領後は1週間以内に「支援金受領書（様式2）」にサインのうえPDFまたは写真をカラーで運営担当にメール添付により提出してください。
※上記は遅延の無いようにしてください。
※上記のとおり、支援金の支給および受領については、運営担当が参加学生本人と直接に連絡・調整し事務処理いたします。

(5) 研修日誌及びレポート等の提出

参加学生は、キャンプ砂防終了日にアンケート、研修日誌及び研修レポート等を受入事務所に必ず提出してください。

以上